

平野地区農業集落排水処理施設における施設事故について

1 概要

令和4年9月24日（土）、令和4年台風第15号の影響により平野地区農業集落排水処理施設^{※1}（以下「施設」）が停電しました。同日7時30分頃、日常管理のために施設を訪れた平野地区農業集落排水処理施設日常管理組合^{※2}（以下「日常管理組合」）の男性（71歳）から、排水機能を維持するための非常用エンジンポンプ^{※3}が運転しているという通報がありました。

市は、非常用エンジンポンプの運転を継続するため、給油が必要と判断しましたが、施設に向かう道路が土砂等により封鎖され、市職員、緊急出動業務受託業者^{※4}ともに施設に辿り着くことができませんでした。そのため、同日8時30分頃、市から日常管理組合に給油をお願いしたところ、快く引き受けていただき、日常管理組合において約2時間おきに給油をしていました。

同日19時半頃、6回目の給油作業のために日常管理組合長が、施設を訪れたところ、すでに給油作業のため施設に入室していた日常管理組合の男性（71歳）が倒れていることが発見され、その後、死亡が確認されました。

市は、事故後の調査で施設管理に不備があったことを認め、それが原因でお亡くなりになったことをご遺族に謝罪するとともに、示談交渉を進めてきました。このたび、ご遺族との間に示談が成立する見通しとなったことから、事故の経緯等を公表するとともに、損害賠償の額を決定する議案を9月定例会に上程いたします。（損害賠償額 総額 32,527,983円）

※1 農業集落排水処理施設…浄化槽法上の浄化槽に位置づけられ、各地区におけるし尿、生活雑排水などを処理する施設。市内11施設

（平野地区農業集落排水処理施設の概要）

- ・計画処理人口 420人
- ・供用開始 平成5（1993）年5月
- ・敷地面積 860㎡、管理棟 61.29㎡ 鉄筋コンクリート造り瓦葺き

※2 農業集落排水処理施設日常管理組合…施設の日常管理（日常点検、清掃）を市から受託するために地元組織された組合

（具体的な業務内容）

- ・機器によって回収されたゴミの回収処分
- ・制御盤の警報ランプ、警報ブザーの確認
- ・管理棟の清掃、敷地内の除草、草取り、樹木剪定（年3回）等

※非常時の非常用エンジンポンプへのガソリン給油は業務に含まれていない

※3 非常用エンジンポンプ…施設に流入する汚水は地下の水槽に溜まり、平常時、電動ポンプでくみ上げて処理しているが、電動ポンプの能力で処理しきれないほど流入量が増した場合や停電により電動ポンプが運転できない場合に用いるガソリンエンジンで駆動する非常用ポンプ

※4 緊急出動業務受託業者…施設の故障等、機能に重大な支障が発生した場合に、迅速かつ適切な処置をおこない、施設の機能を維持することを目的に市からの依頼で緊急対応する業者

2 これまでの経緯

事故当日（令和4年9月24日（土））の状況

- 5時8分 停電発生
- 7時30分頃 日常管理組合の男性（71歳）からの非常用ポンプが運転していることの通報を受ける
- 7時50分頃 施設に向かう道路が通行止めであることがわかる
- 8時30分頃 日常管理組合に給油作業をお願いし引き受けていただく
- 9時30分頃～ 日常管理組合が給油作業を開始する（事故発生時まで給油作業5回）
- 19時30分頃 6回目の給油作業の際に事故発生
- 21時30分頃 地元住民から市へ事故の第一報

【令和4年】

- 9月27日（火）警察による現場検証
- 9月30日（金）遺族から提供された死体検案書より、溺水による窒息死でその原因が一酸化炭素中毒によるものと判明
- 10月3日（月）令和4年9月定例会 観光文化経済委員会で事故発生を報告
- 10月17日（月）警察による非常用エンジンポンプの分解調査で、マフラー下部に腐食による穴を確認
- 10月中旬～ ご遺族への説明と謝罪

【令和5年】

- ～5月 非常用エンジンポンプのマフラー腐食穴と事故との因果関係整理
- 6月～9月 示談交渉
- 9月下旬 ご遺族から示談に応じていただける旨の回答を得る
- 10月10日（火）示談にかかる議案上程

3 事故原因

遺族から提供された死体検案書によれば、直接死因は溺死、その原因は一酸化炭素中毒です。警察による非常用エンジンポンプの分解調査で、マフラー下部に腐食による穴が確認されており、事故現場の地下室に非常用エンジンポンプ以外に一酸化炭素を排出するものがないこと等から、当該腐食穴から漏れ出た排気ガス中の一酸化炭素を原因として一酸化炭素中毒になり転倒し、地下水槽から溢れた水で溺水し窒息死されたと考えられます。

4 責任の所在

(1) 静岡市

非常用エンジンポンプのマフラーの腐食穴は公の営造物の管理瑕疵であり、市には、国家賠償法第2条第1項に基づく賠償責任があります。

(2) 非常用エンジンポンプの製造業者

製品そのものに欠陥はなく、市が、設置から約11年経過した老朽化した製品であることを認識し、適切な管理をしていなかったことが事故の原因であるため、製造業者には責任はないと考えています。

(3) 浄化槽等管理業務受託業者（施設の維持管理業者）

ご遺族への損害賠償の支払いののち、保険会社から市に保険金が支払われることから、保険会社が浄化槽等管理業務の受託業者への求償権を持つこととなります。市としては、施設の安定した機能維持を目的とした委託業務に、非常用エンジンポンプのマフラーの劣化確認も含まれていると考えており、保険会社が求償する際には協力していきます。

5 再発防止策について

事故直後から市内11施設の点検項目及び維持管理の運用面の見直しを行いました。

具体的には、

- ・エンジンポンプの運転中又は運転後に、地下室に入室する際は、一酸化炭素・酸素警報器を携帯し、安全を確認する。
- ・非常用エンジンポンプのマフラー及び排気管の劣化状況を重点点検事項に位置付ける。
- ・各地元の日常管理組合員に危険が及ばないよう、「停電時は建物に入室せず、作業中であった場合は作業を中断して速やかに退出する。」ことを日常管理業務委託仕様書に明記する。

といった対応をしています。

また、事故後、市内すべての農業集落排水処理施設の一斉点検を行いました。その結果、5施設に同様の問題があることを確認し、これら5施設については応急対策を行うとともに順次機器の更新をすすめています。

担当：農地整備課(354-2333)



